

# ナシフグの取扱要綱

熊本県

(目的)

第1条 熊本、長崎両県の橘湾海域や有明海域のナシフグについては筋肉の無毒が認められ、安全性が確認されたところである。

このようなことから、熊本県内のナシフグ流通について安全性を確保することを目的として、「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日環乳第59号厚生省環境衛生局長通知）及び「熊本県ふぐ取扱条例」（昭和33年7月19日条例第27号）に基づくほか次のとおり定める。

(海域)

第2条 ナシフグの採捕海域は、橘湾海域及び有明海域（別紙1）とする。

(産地保証)

第3条 ナシフグの産地保証については、熊本県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）を管理団体として適正に処理するものとする。

(集荷、輸送)

第4条 ナシフグを漁獲し、出荷しようとする漁業者は、当該漁業者の所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）又は指定産地仲買人（以下「産地仲買人」という。）に出荷するものとする。

2 これらの漁協や産地仲買人は、漁業者の所属する漁協を確認のうえナシフグを受取るものとする。

3 漁協や産地仲買人は、他の海域産のナシフグの混入防止のため、出荷箱に産地保証確認証紙（以下「証紙」という。）を貼付し、3点式複写搬送伝票（以下「搬送伝票」という。）を付して卸売り市場へ輸送するものとする。

4 卸売り市場の荷受けは、証紙の貼付していないナシフグの出荷箱は取り扱わないものとする。

5 漁協、産地仲買人（搬送元）及び荷受け（搬送先）は、搬送伝票を最低1年間保管するものとする。

(証紙)

第5条 証紙の取扱いについては、下記のとおりとする。

1 交付及び管理

県漁連

2 記載事項

(1) ナシフグの産地確認の証紙である旨

(2) 集荷漁協名又は産地仲買人名

(3) 漁獲海域名

(4) 漁獲年月日

(5) 一連番号

3 証紙の交付申請

(1) 証紙を必要とする漁協や産地仲買人は所定の用紙（別紙2）に必要事項を記入し、県漁連に手数料を添えて申請するものとする。

(2) 県漁連は申請書が適正と認められる場合は、証紙を交付するものとする。

(3) 証紙の管理については別（別紙3）に定める。

(数量等の確認)

第6条 ナシフグの数量等の確認は、取扱者ごとに次のとおりとする。

1 漁協及び産地仲買人

- (1) 漁協及び産地仲買人は、帳簿処理に際してはナシフグとして別個処理するものとする。
- (2) 取り扱い量については、搬送伝票により処理し、漁業者、卸売り市場の荷受けにそれぞれ搬送伝票を渡すものとする。

2 荷受け

- (1) 荷受けは、帳簿処理に際してはナシフグとして別個処理するものとする。
- (2) 荷受けは、出荷した漁協や産地仲買人名と取り扱った数量を、受け取った搬送伝票により確認するものとする。

3 消費地仲買人、鮮魚商、加工者

- (1) 消費地仲買人、鮮魚商、加工者等でナシフグを取扱う営業者は、あらかじめ営業所を管轄する保健所長に届出るものとする。
- (2) 消費地仲買人や鮮魚商及び加工者は、帳簿処理に際してはナシフグとして別個処理するものとする。
- (3) 消費地仲買人や鮮魚商及び加工者は、購入先、購入量及び出荷先、出荷量が明らかになるよう記載するものとする。

(市場内競り方法)

第7条 競り参加者については、次のとおりとする。

1 競り参加者は(株)熊本地方卸売市場へ届け出るものとする。(届け出については、以下の要件を満たす者に限る。)

- (1) 競り参加者は、自ら登録を受けた「ふぐ処理所」で処理できること。
- (2) 競り参加者が販売する場合は、「ふぐ処理所」として登録を受けた県内業者に限るものとする。

2 その他遵守事項

- (1) 証紙の貼付してあるナシフグのみを取り扱う事。
- (2) 当分の間、ナシフグをラウンド(丸体)のまま県外(長崎県を除く)への出荷はできない。

(処理の方法)

第8条 処理の方法については、次のとおりとする。

1 消費地仲買や鮮魚商及び加工者は、ナシフグの処理(皮剥ぎ、内蔵の除去等)に際しては、「フグの衛生確保について」(昭和58年12月厚生省通知)及び「熊本県ふぐ取扱条例」に従い行なうものとする。

また、ラウンド(丸体)での販売、譲渡等については「ふぐ処理所」として登録を受けた県内業者以外には行なわないようにすること。

2 処理の方法は別に示し方法(別紙4)によるものとし、鮮魚にあっては漁獲から3日以内に処理すること。冷凍品にあっては、当日に処理できる量を解凍し直ちに処理すること。なお、解凍方法は流水で2時間以内の急速解凍とすること。

3 保健所は証紙の貼付状況及びナシフグの処理状況等について、適時監視指導を行なう。

(加工品等の表示)

第9条 フグ加工品等（みがきフグを含む）を包装出荷する場合は、「食品表示法」（平成25年法律第70号）第5条に基づき表示するものとする。

2 その他、橘湾産、有明海産等の産地表示を行なうため、前第5条の証紙と同様な証紙を貼付するものとする。

3 証紙は、前第5条の証紙と同様に加工者の申請に基づき、県漁連が発行、管理するものとする。

4 証紙の記載事項

(1) ナシフグの産地確認の証紙である旨

(2) 漁獲海域名

(3) 漁獲年月日、一連番号（但し、5kg以下の包装品については省略できる。）

5 証紙の交付申請

(1) 証紙を必要とする加工者は所定の用紙（別紙2）に必要な事項を記入し、県漁連に手数料を添えて申請するものとする。

(2) 県漁連は申請書が適正と認められる場合は、証紙を交付するものとする。

(3) 証紙の管理については（別紙3）に定める。

（県の指導監督）

第10条 ナシフグの取扱い数量については、年度末ごとに翌年度4月末には漁協又は産地仲買人さらには消費地仲買人及び加工者は県漁連を経由して県に報告するものとする。（別紙5）

2 県は必要に応じ、漁協等の帳簿等によりナシフグの流通が適正に行なわれていることを確認するものとする。

3 県は証紙の使用に関し、この要綱に違反した者に対して直ちに使用を停止することができる。

4 県はナシフグの取扱いに関し、この要綱に違反した者に対してナシフグの取扱いを禁止することができる。

（その他）

第11条 産地で処理又は加工して市場に搬送する場合にあつては、漁協を経由して出荷するものとし、「第8条 加工の方法」「第9条 加工品等の表示」について適用する。

2 長崎県において定める「ナシフグの取扱要綱」に基づく産地確認証紙は、本要綱の証紙と同様に扱うこととする。

附 則

（適用期日）

この要綱は、平成7年12月27日から適用する。

（適用期日）

この要綱は、令和2年10月12日から適用する。

（令和2年10月12日一部改正）

## 別紙1

### 海域の設定

- 1 有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県の県境から熊本県及び福岡県の県境に至る直線より南側の海面をいう。
  - ア 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
  - イ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
  - ウ 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
  - エ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線
  
- 2 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。



## 産地保証確認証紙交付申請書

年 月 日

熊本県漁業協同組合連合会会長 様

(申請者)

住 所

氏 名

年度産地保証確認証紙を下記のとおり交付して頂きたいと申請いたします。  
なお、併せてこの産地保証確認証紙は申請者以外使用しないことを誓約いたします。

記

区 分	枚 数	金 額	備 考
産地用証紙 加工用証紙(大) 加工用証紙(小)			
合 計			

## 証紙の管理について

証紙の管理については次のとおり定める。

- 1 証紙の管理は魚連が行なうものとする。
  - 2 魚連は、漁協や産地仲買人に証紙を交付する際、証紙に付してある一連番号毎に交付先を明らかにしておくものとする。
  - 3 魚連は、年度末に証紙の交付先別に交付枚数と未使用の証紙枚数の報告を受けるものとする。
  - 4 魚連は、これと別に使用した証紙の枚数をナシフグの出荷伝票等から把握し、3の報告枚数と合致することを確認するものとする。
  - 5 魚連は、未使用の証紙枚数を実際に計数し、3及び4の枚数と合致することを確認するものとする。
- ※ 加工用の証紙（大）については漁協や産地仲買人を加工業者に読み変えるものとする。また、加工用証紙（小）については適用しない。

## ナシフグの処理方法について

ナシフグの処理については次の方法によるものとする。

- 1 背ビレを切り落とす。
- 2 背中側から、頭と背骨の結合部分に包丁を入れ、全体の1/4を残した状態で包丁を止める。
- 3 次に、魚体を逆さにし、頭の部分を腹側に折り曲げ、切られた背骨の切り口に包丁をあて、頭の部分を尾びれの方に引っ張る。
- 4 内蔵、皮を除去し、最後に腎臓を包丁で取り除く。
- 5 魚体については十分水洗する。

# ナシフグ取り扱い実績報告書

年 月 日

熊本県農林水産部長 様

(取り扱い者)

住 所

氏 名

年度のナシフグ取り扱い数量を下記のとおり報告いたします。

## 記

### 1 集荷数量（又は、購入数量）

※ 漁協、産地仲買人は集荷数量を、消費地仲買人、加工業者は購入数量を記す。

### 2 販売数量

#### (1) 加工販売数量

単位：kg

販 売 先						
販 売 数 量						

#### (2) 丸体販売数量

単位：kg

販 売 先						
販 売 数 量						

### 3 保管数量

※ 2以下については、消費地仲買および加工業者のみ記す。

# 産地保証確認証紙

**ナシフグ産地確認証**

産 地 熊本県有明海・橘湾

漁獲年月日                      年    月    日

荷 主 \_\_\_\_\_

番 号 \_\_\_\_\_

**熊本県漁業協同組合連合会**

\*市場出荷用証紙

**ナシフグ産地確認証**

産 地 有 明 海・橘湾

漁獲年月日                      年    月    日

番 号 \_\_\_\_\_

**熊本県漁業協同組合連合会**

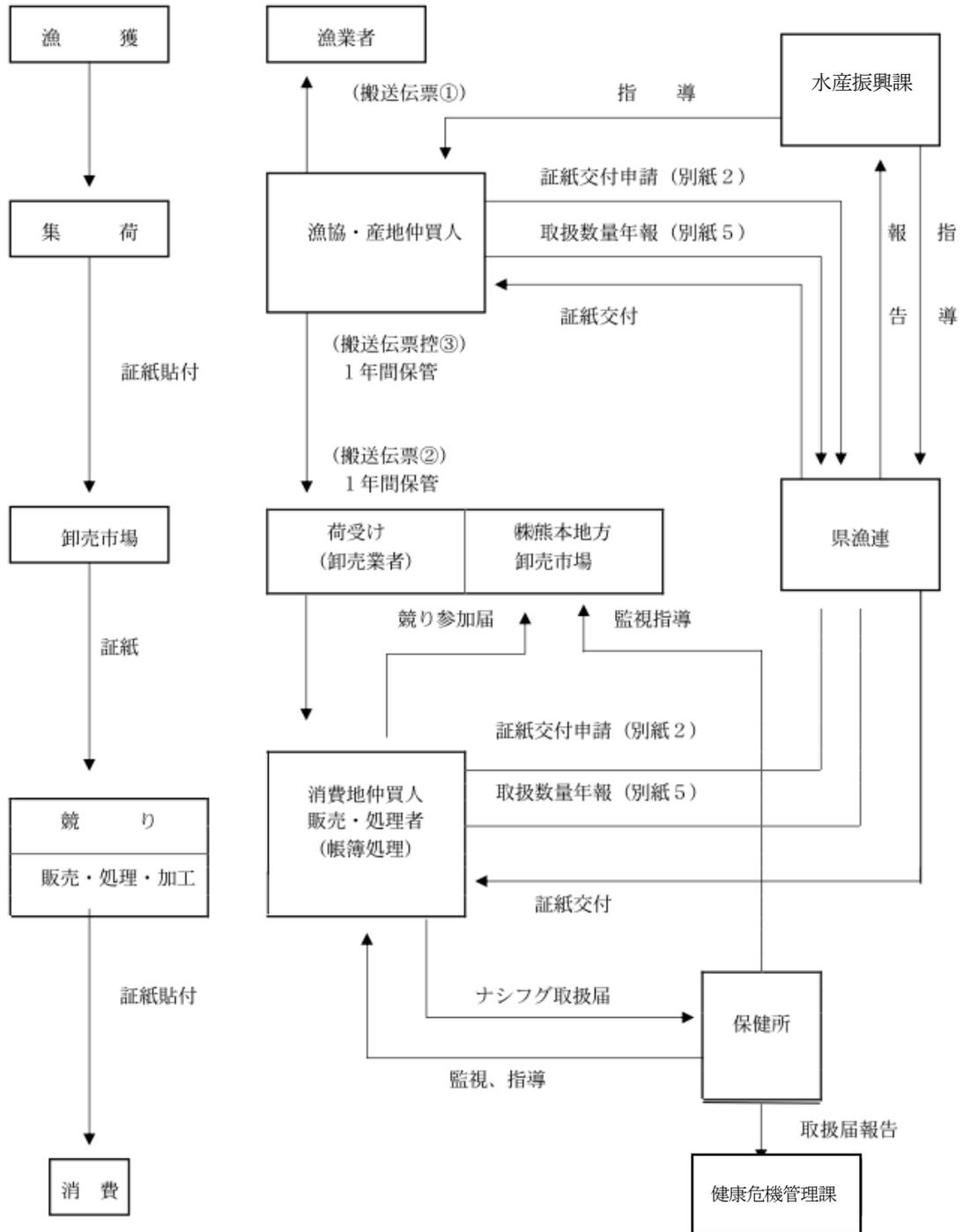
\*加工品等証紙  
(5kg以上の包装用)



\*加工品等証紙  
(5kg以上の包装用)

# ナシフグの取扱フロー

チルド流通



# ナシフグの取扱届

年 月 日

保健所長 様

住 所

氏 名

㊞

ナシフグを取扱いたいので、ナシフグの取扱要綱第6条第3項第1号の規定により下記のとおり届けます。

記

1 処理所（販売所）所在地

2 名称又は屋号

（電話 ）

3 営業の種類（該当する業種を○で囲む）

仲卸業 魚介類販売業 飲食店 処理加工業 その他（ ）

4 ふぐ処理所登録の有無 （ 有 ・ 無 ）

有の場合ふぐ処理所登録等の状況

(1) ふぐ処理所登録 年 月 日 登録 第 号

(2) 専任のふぐ処理師 氏 名 免許年月日 年 月 日  
免許番号 第 号

5 仕入先

	氏名又は法人名	名称又は屋号	所 在 地	備 考
1				

6 卸し先等（丸体のまま卸し又は販売する場合）

	氏名又は法人名	名称又は屋号	所 在 地	処理所の登録番号
1				
2				

記入しきれない場合は別紙1に記入

7 販売先等（みがき、加工して販売する場合）

	氏名又は法人名	名称又は屋号	所 在 地	備 考
1				
2				